

年末年始に係る役場の業務日程について

本年度は、1月4日（金）を臨時の開庁日とし、通常どおり午前8時45分から午後5時15分まで窓口業務を行いますのでご利用ください。

また、12月29日（土）から1月6日（日）までの期間は休日となりますので、1月4日を除き、出生・死亡等の届出は、従来どおり当直室（役場庁舎裏玄関から）で受付します。

役場事務

【仕事納め】 12月28日（金）

【仕事始め】 1月7日（月）

《臨時開庁日》 1月4日（金）

【環境対策課からのお知らせ】 ～燃やすごみは12月31日（月）まで収集します～

年末年始の休業予定

●ごみ収集

燃やすごみ

1月1日（火）～1月3日（木）まで休業

燃やさないごみ・資源物

12月29日（土）～1月3日（木）まで休業

※粗大ごみの収集は、12月から2月まで休業

●ごみの自己搬入

余市町クリーンセンター【燃やさないごみ・粗大ごみ】

12月29日（土）～1月6日（日）まで受入休止

●し尿収集

12月29日（土）～1月6日（日）まで休業

ごみに関する問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118

し尿に関する問合せ 北後志衛生施設組合 ☎22-4489・北後志清掃企業組合 ☎21-2660

【建設課からのお知らせ】 ～モラルを守って快適な冬をすごしましょう～

行政と町民が互いに手をたずさえて、秩序ある効率的な除排雪作業を行い、安全で、快適な冬をすごせるようご協力をお願いします。

15センチ以上の降雪で出勤

町では15cm以上の降雪を目安に深夜から除雪作業を開始し、通勤・通学時間までに作業が終了するよう取り組んでいます。明け方の降雪の場合は交通量が増加し、事故の危険性が増すことから、除雪作業ができないことがあります。

除雪の大敵“路上駐車”

除排雪作業時に路上に車が放置されていると、除排雪作業の停滞や交通事故を招く要因となります。場合によっては除排雪ができずに地域の方々にご迷惑がかかりますので、路上駐車は絶対にしないようお願いします。

玄関前の雪かきは各家庭で

例年、「玄関前に雪を置いていかないでほしい」といった声が寄せられますが、限られた予算と時間の中で除雪作業を行っているため、道路脇に雪をよけるかたちの除雪となっています。玄関前によせた雪を取り除くことまではできませんので、各家庭において処理されるようお願いいたします。

なお、自力で除雪できない高齢者世帯や身体障がい者世帯など、一定の要件を満たす場合は、生活用道路確保のため、玄関先の除雪サービスを受けられる場合があります。

問合せ 高齢者福祉課 高齢者福祉グループ
☎21-2119

※各地域の除雪委託業者や雪捨て場、除雪に関する問合せ先などについては、今月号の折り込みチラシでご確認ください。

問合せ 建設課 維持グループ ☎21-2128

【町民福祉課からのお知らせ】 ～平成31年度 保育所（園）利用申込みについて～

申込み受付期間 平成31年1月8日（火）～1月31日（木）

平成31年度（4月利用開始）の保育所（園）利用申込みを、上記期間に受付します。
（必要書類は、町民福祉課 児童福祉グループ窓口で随時配付します。）

※詳細は、町ホームページまたは来月（平成31年1月）号の広報をご覧ください。

問合せ 町民福祉課 児童福祉グループ ☎21-2120



余市町副町長の就任

11月7日付けで、新たに**細山 俊樹**氏が副町長に就任されました。
任期は平成30年11月7日から4年間です。